

令和5年度

相模原市電気自動車充電設備導入補助金のご案内

電気自動車又はプラグインハイブリッド車(以下「電気自動車等」という。)の普及を図り、もって地球温暖化の防止に寄与するため、集合住宅及び商業施設等に属する駐車場において、その居住者、利用者等が電気自動車等に電気を充電することができるよう設置された充電設備の購入費の一部を補助します。

集合住宅とは...

共同住宅(二世帯住宅を除く。)又は長屋をいう。

商業施設等とは...

商業施設、宿泊施設、医療施設その他不特定多数の消費者が利用するための施設をいう。

充電設備とは...

電気自動車等に電気を充電するための設備をいう。

対象となる充電設備:急速充電設備、蓄電池付急速充電設備、

普通充電設備、充電用コンセントスタンド、充電用コンセント

目次

- 1 補助金の概要..... P 2
 - ・ 補助対象..... P 2
 - ・ 補助金の対象経費及び交付額..... P 2
 - ・ 補助金を申請できる方の要件..... P 3
 - ・ 補助金の申請にあたって..... P 4
 - ・ 申請期間と申請書類の提出方法..... P 4
- 2 手続きの流れ..... P 5
- 3 申請に必要な書類..... P 6
- 4 その他の注意事項..... P 8
- 5 お問い合わせ先・市のホームページ..... P 8

令和5年度 申請期間

令和6年2月1日(木)～令和6年2月29日(木) **必着**

はじめにご確認ください！

申請は対象設備の導入後です。

令和5年4月1日～令和6年2月29日までに導入が完了した方が対象です。

申請の総額が予算を超えた場合は抽選になります。

申請時、請求時に係る送料等は申請者本人のご負担となります。

1 補助金の概要

補助対象

補助金の交付対象となる設備は、次に掲げる要件を満たす充電設備です。

【共通要件】

- 未使用であること
- 令和5年度に一般社団法人次世代自動車振興センター(以下「センター」という。)が行う「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」の補助対象となる充電設備として、センターにより承認されているもの

【集合住宅に設置する場合の要件】

- 基礎充電(電気自動車等の所有者の住宅など、車両の保管場所で行う充電をいう。)のため、市内の集合住宅に属する駐車場において、当該集合住宅の居住者又は当該駐車場の賃貸借契約者の利用(充電設備の所有者の個人的な利用を除く。)に供するために設置した充電設備

【商業施設等に設置する場合の要件】

- 目的地充電(移動先での滞在中の駐車時間に行う充電をいう。)のため、市内の商業施設等に属する駐車場において、一般の利用(当該商業施設等の利用者のみが利用する場合を除く。)に供するために設置した充電設備で、かつ、次のア～エに掲げる要件を満たすもの
 - ア 充電設備が公道に面した入口から誰もが自由に出入りできる場所にあること
 - イ 充電設備の利用者を限定せず、他のサービスの利用又は物品の購入を条件としないこと
ただし、時間貸し駐車場等における駐車料金の徴収は可とする
 - ウ 充電場所を示す案内板を商業施設等の入口等の人目につきやすい場所に設置すること
 - エ 充電設備の利用を会員制により行う場合、非会員であっても何らかの方法により利用可能とすること

補助金の対象経費及び交付額

補助金の対象経費(以下「補助対象経費」という。)は...

補助対象設備の購入費(消費税及び地方消費税を除く。)をいう。

ただし、補助対象経費に該当していても、次の場合は対象となりません。

- ×申請者が取り扱っている充電設備を申請者自身から調達する場合(自社調達)
- ×申請者と資本関係にある充電設備メーカーから充電設備を調達する場合
- ×申請者と資本関係にある充電設備販売会社から調達する場合

補助金の交付額

- 1基当たり、次に掲げる額のうち最も低い額(当該額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)
- (1) 補助対象経費(国及び県からの当該補助対象経費に係る補助金額を併用する場合は、補助対象経費から、併用した補助金の補助額を除いた額)に補助率3分の1を乗じた額

(2) 次の各号に掲げる充電設備ごとの補助上限額

- ア 急速充電設備 30万円
- イ 蓄電池付急速充電設備 30万円
- ウ 普通充電設備 15万円
- エ 充電用コンセントスタンド 15万円
- オ 充電用コンセント 15万円

補助金を申請できる方の要件

申請できる方は、次の共通要件を満たし、申請できる方1～3のいずれかに当てはまる方です。

【共通要件】

- 令和5年4月1日～令和6年2月29日までに充電設備を購入し、かつ、当該充電設備の所有者となった者であること
- 補助対象設備を設置した建物や土地に他の所有者がいる場合又は当該建物や土地を賃借している場合は、当該建物や土地のすべての所有者の同意を得た上で当該補助対象設備を設置していること
- 集合住宅に補助対象設備を設置した場合において、当該補助対象設備を設置することについて管理組合の規約に基づく決議が必要となるときは、当該決議を得ていること

【申請できる方1】

個人、法人(国及び法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号に規定する公共法人を除く。)
又は個人事業者

申請できる方1の要件

- ・市税の滞納がないこと。なお、個人事業者にあつては、代表者に市税の滞納がないこと。

【申請できる方2】

法人格を持たない管理組合の代表者

【申請できる方3】

充電設備の貸与を業とする事業者(以下「リース事業者」という。)であつて、
上記申請できる方1・2に掲げる者に対象充電設備を貸与している者

申請できる方3の要件

- ・市税の滞納がないこと。
- ・当該対象充電設備の購入に対して受けた補助金の額を月々の貸与料金から減額するものであること。

上記にかかわらず、次に掲げるものは、補助金の交付を受けることができません。

- ×相模原市暴力団排除条例(平成23年相模原市条例第31号。以下「条例」という。)第2条第3号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
- ×条例第2条第2号に規定する暴力団
- ×法人その他の団体で、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
- ×法人格を持たない団体のうち、代表者が暴力団員に該当するもの

申請にあたって

- 申請は、集合住宅又は商業施設等の同一施設に属する駐車場に充電設備を設置する場合、1申請者につき1回行うことができます。
- 1回の申請において、補助対象となる充電設備の基数の上限は、次の表に掲げるとおりです。

対象設備の種別	補助対象となる基数の上限
急速充電設備、蓄電池付急速充電設備	合計2基まで
普通充電設備、充電用コンセントスタンド、充電用コンセント	合計5基まで

例) 商業施設 A の駐車場に、急速充電設備3基、普通充電設備2基、充電用コンセントスタンド4基を設置した場合

急速充電設備2基 + 普通充電設備及び充電用コンセントスタンドの組み合わせで5基分まで申請可能となります。

- 令和5年度相模原市電気自動車充電設備導入補助事業の予算額は、6,750,000円です。

申請期間と申請書類の提出方法

次に掲げる補助事業の完了後において、令和6年2月1日(木)～2月29日(木)までに必着で提出すること。

補助事業の完了は、次の3つがすべて完了することをいいます。

また、申請者がリース事業者の場合は、次の3つがすべて完了することに加え、リースが開始されていることをいいます。

- ア 充電設備の設置工事の完了
- イ 充電設備の引渡し
- ウ 充電設備の代金支払の完了

【申請書類の提出方法】

申請書類を作成し、郵送もしくはゼロカーボン推進課の窓口へ提出してください。

(郵送・提出先)

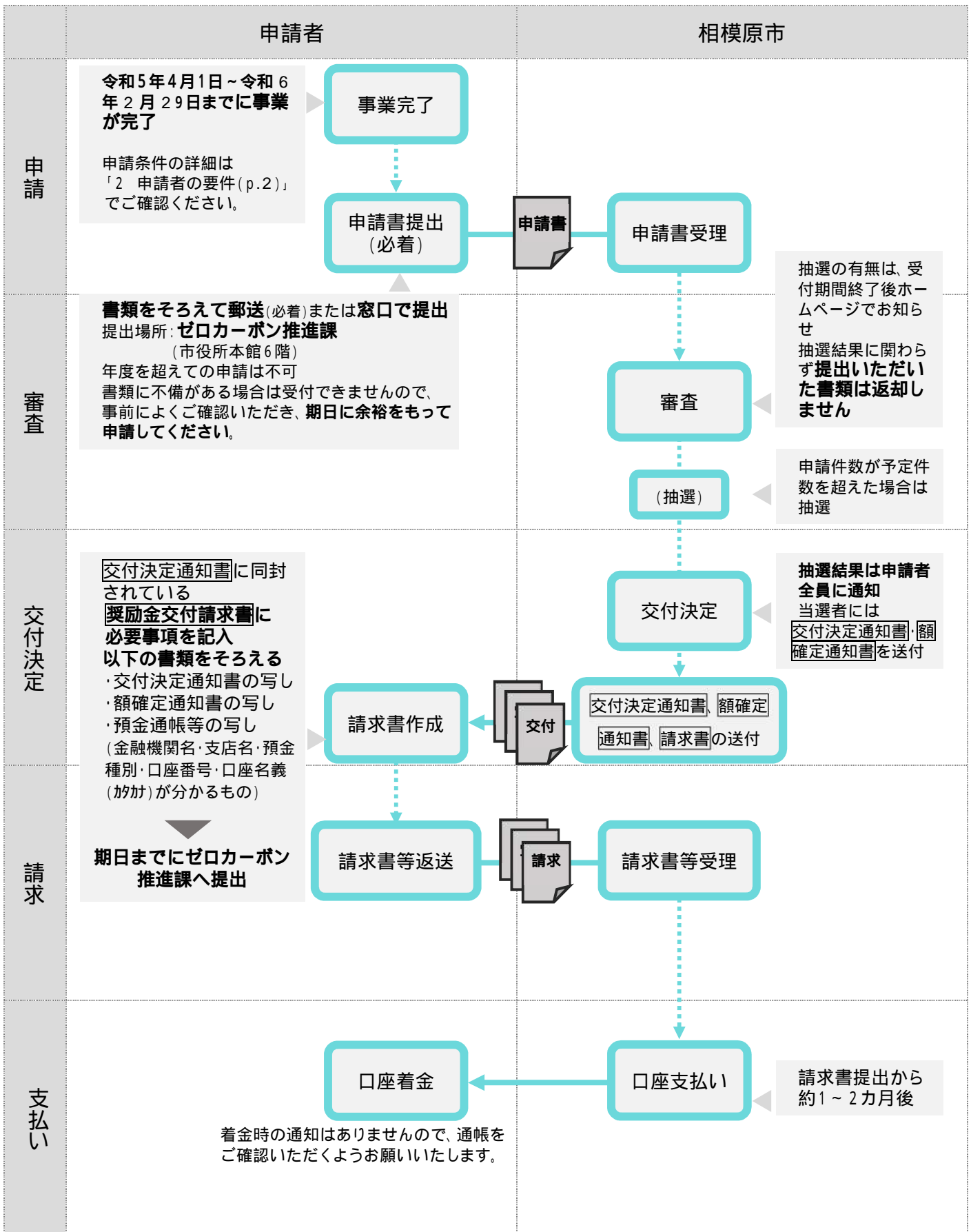
〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15

(宛先)

相模原市環境経済局ゼロカーボン推進課 電気自動車充電設備導入補助金担当者 宛

ゼロカーボン推進課窓口にて提出する場合、窓口にて申請書類の不備確認や審査は行いません。申請に関する郵送料などは、申請者負担となります。

2 手続きの流れ



事業完了日は、以下のうちで最も遅い日となります。

- 充電設備の設置工事の完了日
- 充電設備の引渡し日
- 充電設備の代金支払いの完了日
- 申請者がリース事業者の場合は、リース開始日

3 申請に必要な書類

「法人」とは、リース事業者、管理組合法人を含みます。

手書きで作成する場合は、ボールペンで記入してください。

鉛筆、消せるボールペン、修正液、修正テープは使用できません。

各種様式における押印について

様式や記入例に特別な指定がない限り、氏名を本人が自署する場合は押印不要です。自署又は押印がない場合は、本人確認書類等による確認が必要になります。

法人の場合は、事業所の所在地、名称及び代表者氏名を記入し、代表者印の押印が必要です。

市ホームページに「様式」と「記入例」を掲載しています。

☑	提出書類
1	相模原市電気自動車充電設備導入補助金交付申請書(第1号様式)
2	集合住宅又は商業施設等であることがわかる書類の写し ・建築確認通知書 ・建築基準法第6条に基づく確認済証 ・建築基準法第7条に基づく検査済証
3	申請者の確認書類 (法人の場合) 申請日より3か月以内に発行された履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書 (個人、個人事業者又は法人格をもたない管理組合の代表者の場合) 運転免許証、写真付き住民基本台帳カード、パスポート、マイナンバーカード(表面)いずれかの写し
4	【申請者がリース事業者の場合】 賃借者の確認書類として、賃借者に係る上記 3に掲げる書類
5	【申請者がリース事業者の場合】 賃借者に係る市税の滞納がないことの誓約書(第2号様式)
6	【申請者がリース事業者の場合】 賃借者に係る暴力団員に該当しないことの誓約書及び同意書(第3号様式)
7	【申請者が法人の場合】 役員等氏名一覧表(第4号様式)
8	【リース事業における賃借者が法人の場合】 役員等氏名一覧表(第4号様式)
9	【法人格をもたない管理組合が管理する集合住宅の場合】 現在の管理組合の代表者が選定されたことを証する書類(議事録等)の写し <u>書類の作成日、代表者を選定した会合の開催日、選定された代表者の氏名、共同住宅の名称が確認できること</u>
10	【申請者が個人、法人及び個人事業者の場合】 相模原市が発行する未納の税額がないことの証明(ただし、市外在住の個人事業者で、相模原市からの課税がないために、相模原市が当該証明を発行できない場合は提出不要)
11	販売証明書(第5号様式)
12	【申請者がリース事業者の場合】

	充電設備のリースに係る契約書の写し
13	【申請者がリース事業者の場合】 貸与料金の算定根拠明細書(第6号様式)
14	充電設備を設置する土地の登記事項証明書 17の様式を提出する場合は提出不要
15	【申請者と充電設備の設置場所の土地所有者が異なる場合】 土地の利用及び充電設備の設置に関する許諾書又はこれに代わるもの <u>土地の登記事項証明書の「権利部(甲区)」に登記名義人として記載されている者全員分必要</u> 17の様式を提出する場合は提出不要
16	【賃貸により、集合住宅に居住する個人又は法人が充電設備を設置する場合】 集合住宅の所有権を有する者の同意書 <u>集合住宅の所有権を有する者全員分必要</u>
17	充電設備の設置に関する住民総会での決議を証する書類(議事録等)又は理事会で合意されたことを証する書類のいずれかの写し <u>書類の作成日、住民総会の開催日、充電設備の設置が承認されたこと、共同住宅の名称、設置期間5年以上の記載がされていること、充電設備の設置が承認された住民総会の開催日が確認できること</u>
18	充電設備の仕様が確認できるもの 経済産業省「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」の補助対象充電設備型式一覧表から、該当の設備が記載されたページを印刷したもの
19	充電設備の仕様が確認できるもの メーカー名、型式、価格、仕様が分かるカタログや仕様書の写し
20	充電設備のメーカーが発行する保証書又はメーカーが認めた第三者が発行する保証書 <u>メーカー名、型式、製造番号(シリアル番号)、保証開始日、発行先(申請者名)が確認できること</u>
21	【経済産業省が実施する補助金を申請している場合】 令和5年度に募集している経済産業省が実施する「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」の交付決定通知書の写し
22	【神奈川県が実施する補助金を申請している場合】 令和5年度に募集している神奈川県が実施する「EV急速充電設備整備費補助金」又は「EV普通充電設備整備費補助金」の交付決定通知書の写し
23	相模原市電気自動車充電設備導入補助金実績報告書(第7号様式)
24	領収書の写し又は金融機関発行の振込証 【領収書の場合】 印紙税法の適用を受ける領収書の場合は、印紙が貼られていること 【金融機関発行の振込証の場合】 金融機関発行の支払完了を証する書類であること 【インターネット等による振り込みの場合】印刷画面(振込み完了(資金移動)が確認できること)を提出
25	完成後の設置場所見取り図

		建物と設備を設置した駐車場との位置関係が、周辺の公道及び付近の建物も含めてわかるもの
26	完成後の要部のカラー写真	充電スペースの全景写真
27	完成後の要部のカラー写真	充電設備本体の設置場所の写真(2基以上の申請をする場合は1基ごと撮影) 完成後の設置場所見取り図とあわせ、どこに設置しているかわかるようにすること
28	完成後の要部のカラー写真	充電設備の銘板の写真(2基以上の申請をする場合は1基ごと撮影) 完成後の要部のカラー写真 とあわせ、どの充電設備の銘板かがわかるようにすること
29	完成後の要部のカラー写真	案内板を設置する場合は、公道からの全景写真 完成後の設置場所見取り図とあわせ、どこに設置しているかわかるようにすること
30	完成後の要部のカラー写真	時間貸し駐車場に充電設備を設置する場合は、時間貸し駐車場であることを証する表示(料金看板)の写真 完成後の設置場所見取り図とあわせ、どこに設置しているかわかるようにすること
31	設置完了証明書又はこれに代わるもの	
32	チェックシート	

4 その他の注意事項

交付決定の取消及び補助金の返還について

偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付の決定の際に附した条件に違反した者がいるときは、その決定を取り消すことがあります。この場合において、既に交付した補助金があるときは、その者に対して期限を定めてその全部又は一部の返還を求めることがあります。

財産処分について

補助事業により取得した物品等は、補助金交付後も一定期間、補助金の交付目的に反する使用、譲渡、交換、貸付、担保に供すること、廃棄処分等が制限されます。

補助事業により取得した物品等のうち、取得価格の単価が50万円以上のものについては、「相模原市電気自動車充電設備導入補助金取得財産等管理台帳(第14号様式)」に記載し、管理してください。

もし、処分制限期間内(5年間)において、補助金の交付を受けた設備を処分しようとするときは、あらかじめ「相模原市電気自動車充電設備導入補助金財産処分承認申請書(第15号様式)」を市へ提出し、その承認を受ける必要があります。なお、処分制限期間内に当該財産を処分した場合(承認を受けた場合も含む)、補助金の返還を求めることがあります。

5 お問い合わせ先・市のホームページ

お問い合わせ先

相模原市役所ゼロカーボン推進課 電話:042-769-8240

市ホームページ

(市 HP)



<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/1026489/1026502/1027882/1029343.html>